

巻 頭 言

「専門研修施設群」について

齋藤利和 日本精神神経学会前理事
Toshikazu Saito

2014年5月に新たに日本専門医機構（以下、機構）が設立され、これまで各学会が行ってきた専門医制度から機構による認定制度とすることになりました。機構では、2020年度に研修を終了する専攻医について、機構による認定を始めたいと計画しており、そのために、日本精神神経学会では、2017年度までには研修施設の整備や指導医の認定などを始めなくてはなりません。

従来は個々の研修施設単位で、指導医のもと、専攻医への研修を実施してきました。

2017年度より研修を始める専攻医から、研修は新しい専門医制度のもと、複数の研修施設により構成される「専門研修施設群」により行うことになりました。専門研修施設群は1つの「専門研修基幹施設」と複数の「専門研修連携施設」によって構成されます。具体的には1つの専門研修基幹施設に対して研修連携施設3施設以上が想定されています。専門研修施設群は3年間の研修内容、履修方略、評価などを明確にした「研修プログラム」を公表し、専攻医はどのプログラムを選ぶかを決め、その専門研修施設群で、3年間の専門研修を行うこととなります。

1つの研修施設群ごとに、研修プログラムを作成し、そのプログラムに沿って専攻医への研修を実施します。研修基幹施設の主な役割としては研修プログラムの作成、受け入れた専攻医の研修状況の管理・把握、学会・機構への各種報告などがあります。

機構が示した基幹施設の要件は「医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令 基幹型臨床研修病院の指定の基準」に準じたもので大学病院本院、地域での大病院を想定したものでした。しかしながら精神科においては、そうした施設だけではなく、地域の単科精神科病院も基幹型施設になる必要があると思われます。専門研修基幹施設の認定基準としては、①プログラム統括責任者1名と専門研修指導医3名以上が配置されていること、②専門研

修プログラムの企画・立案・実行を行い専攻医の指導に責任が負えること、③研修連携施設を指導し研修プログラムに従った研修を行うことができること、④臨床研究・基礎研究を実施し公表した実績があること、⑤施設として医療安全管理・医療倫理・労務管理を行う部門があること、⑥施設実地調査（サイトビジット）ならびに研修内容に関する監査・調査・評価を受け入れる体制があること、が挙げられています。

一方、専門研修連携施設の認定基準としては、①専門研修プログラムの一端を担い専攻医が研修できる明確な専門性あるいは地域性があること、②症例数、診療実績、指導環境、教育資源などが専門研修連携施設として役割を果たすのにふさわしいものとして、精神科領域研修委員会が承認すること、③各連携施設は、施設の特徴ならびに指導医の専門性を明示し、どのような研修にふさわしいかを具体的に示すこと、が求められています。また、指導医1名に対して専攻医3名以下にすることが望ましいこと、1施設群には、受け入れ人数にふさわしい指導医、管理体制などが求められています。1施設群で年間10名を超える専攻医を受け入れようとするときは、あらかじめ精神科領域研修委員会に申請して、それだけの専攻医を受け入れるにふさわしい施設群であることの認定を受けることとされています。

機構は専門研修施設群の基本的な考え方として臨床・人的資源においてカリキュラムを満たすことができる施設群であることを前提として地域医療に対する責任と貢献を果たすことができる施設、臨床研究をできる施設であることを求めています。精神科領域専攻医としては年間500名、施設群としては200施設群ほどが必要と考えられますが、質の高い専攻医を育てられる新しい研修施設群をいかに構築していくかを地域の事情に合わせて考えていくことがこれからの課題であると思います。